

加盟団体 御中

一般財団法人 全国中小企業共済財団

平成 30 年 7 月豪雨の被災者に係る各共済制度の対応について

前略 このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被災されたご加入者ならびに関係団体各位に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧と、みなさまのご健康を心からお祈り申し上げます。

さて、災害救助法が適用された地域の各共済制度【生命共済制度・高額生命共済制度・終身医療保障制度＋（プラス）・ミニ医療保障制度・特定退職金共済制度・経営者年金共済制度・積立金共済制度】のご加入者様に対しまして、下記のとおり特別のお取扱いをさせていただきますので、お知らせいたします。

草々

記

1. 災害救助法適用地域について（平成 30 年 7 月 25 日現在）

【高知県】

安芸市 香南市 長岡郡本山町 宿毛市 土佐清水市 幡多郡三原村 幡多郡大月町

【鳥取県】

鳥取市 八頭郡若桜町 八頭郡智頭町 八頭郡八頭町 東伯郡三朝町
西伯郡南部町 西伯郡伯耆町 日野郡日南町 日野郡日野町 日野郡江府町

【広島県】

広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市
江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町

【岡山県】

岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市
瀬戸内市 赤磐市 真庭市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町
苫田郡鏡野町 英田郡西栗倉村 加賀郡吉備中央町 小田郡矢掛町

【京都府】

福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 京丹後市 南丹市
船井郡京丹波町 与謝郡伊根町 与謝郡与謝野町

【兵庫県】

豊岡市 篠山市 朝来市 宍粟市 赤穂郡上郡町 美方郡香美町
姫路市 西脇市 丹波市 多可郡多可町 佐用郡佐用町 養父市 たつの市
神崎郡市川町 神崎郡神河町

【愛媛県】

今治市 宇和島市 大洲市 西予市 北宇和郡松野町 北宇和郡鬼北町
八幡浜市

【岐阜県】

高山市 関市 中津川市 恵那市 美濃加茂市 可児市 山県市 飛騨市
本巣市 郡上市 下呂市 加茂郡坂祝町 加茂郡七宗町 加茂郡八百津町
加茂郡白川町 加茂郡東白川村 大野郡白川村 岐阜市 美濃市
加茂郡富加町 加茂郡川辺町

【福岡県】

飯塚市

【島根県】

江津市 邑智郡川本町

【山口県】

岩国市

2. 災害救助法適用地域の特別取扱いについて

(1) 共済掛金（保険料）払込猶予期間の延長

平成 30 年 7 月豪雨の被災により共済掛金（保険料）の払込みが困難な場合、お申し出により共済掛金（保険料）の払込みを猶予する（延長する）期間を最長 6 ヶ月間といたします。

(2) 保険金・給付金の簡易迅速なお支払い

ご請求手続きの際、必要な書類の一部を省略・代用する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. その他

引受保険会社から保険金・入院給付金の特例措置が発表された場合、別途、当財団のホームページでご案内いたします。

《お問い合わせ先》

一般財団法人 全国中小企業共済財団 共済管理部

0 3 - 3 2 6 4 - 1 5 1 1

以上